

第 22 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 31 年 4 月 25 日 (木)
- 2 開閉時間 午後 5 時開会 午後 6 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 小原孝志 2 番 鈴木英博 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇 豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 鈴木英博、6 番 寺崎秀子
- 9 議事内容
報告第 1 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 2 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 3 号 使用貸借の解約について
報告第 4 号 農地の賃借料情報について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 農用地利用配分計画 (案) について
議案第 6 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
議案第 7 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 22 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、3 番委員、6 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」から日程第 5 報告第 4 号「農地の賃借料情報について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 1 番から 3 番までの 3 件の申請がありました。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は 7 頁から 9 頁までをご覧ください。
先ほど、報告第 1 号で意見した更新による 3 件について、通知があり、受理しています。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりでございます。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。
報告第 3 号「使用貸借の解約について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案 11 頁から 14 頁までをご覧ください。
番号が 1 番から 6 番の 6 件ございます。
1 番については、備考欄にありますように借主規模縮小に係る解約となっております。
2 番、4 番、5 番、6 番については北野地区国営緊急農地再編整備事業の一時利用指定に伴う解約となっております。

3番については、借主が構成となる法人に貸借するための解約です。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農地の賃借料情報について」です。

農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめましたので報告します。

17 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、平成 30 年 1 月から 12 月までに締結された貸借における賃借料水準について、4 月 1 日付け農業委員会告示第 4 号で告示しています。

賃借料の平均額は 8,900 円、最高額は 13,400 円、最低額は 3,500 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 265 件となっています。

昨年度と比較しますと、平均額は 800 円減、最高額は 1,800 円減、最低額は 500 円増、データ数 38 件減となっています。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁から 24 頁までをご覧ください。

番号が 1 番から 23 番までの 23 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりで、主に借主の変更、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う再契約によるもの、また、農地所有適格法人設立によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が 6 か月以内であるかの確認については、今回の 23 件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

議長
委員
議長
議長

事務局長

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第7議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案26頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の賃貸借に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は27頁、28頁で、番号が1番から5番までの5件の許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は29頁から33頁までに載せてありますのでご確認ください。

1番から5番までは、議案第1号で [] が合意解約しました農地について、新規法人 [] による賃貸借です。

[] については、[] で、今回の許可申請で賃貸借の許可により、農地所有適格法人となります。

農地所有適格法人の要件について、本日配布資料の黄緑色の付箋の農地所有適格法人要件確認シートにありますように4つの要件があり、1頁の2形態要件として、株式会社の定款確認については、7頁の定款第8条に規定されているのを確認しています。

2頁の3事業要件については、7頁の定款第2条で「農業」であることを確認しています。

2頁の4構成員要件については、12頁の定款第34条で出資者3人に対し、常時従事者2人が過半以上の議決権を有しているのを確認しています。

4頁の5業務執行役員要件については、取締役3人のうち、農作業に従事する日数60日以上が2人となっており、過半以上となっているのを確認しています。

また、[] の農業に従事する者は、[]

が耕作していたときの従事者になっています。

以上から農地所有適格法人の要件を満たしているとの判断をしました。

なお、賃貸借する農地には、17頁の営農計画書のとおり引き続き、かぼちやを栽培する計画になっています。

15頁、16頁に法人に係る履歴事項全部証明書がありますので、ご確認願います。

1番から5番までの農地法第3条の許可要件については、議案34頁から38頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長 はい、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

9番委員 []の定款に産業廃棄物の収集、運搬、保管及び処理と記載されていますが、農産物の関係についての廃棄物の処理なのかかわかりますか。

事務局長 詳しくは聞いていませんでしたが、農産物の関係で処理と聞いています。

議長 他にありますか。

10番委員 取締役の方の名前はなんと読むのですか。

事務局長 []と読みます。

議長 他にありますか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案40頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は41頁から42頁までになりますのでご覧ください。

番号が1番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、43頁までに記載していますのでご確認ください。

また、本日配布しました黄色の付箋の19頁に所有権移転の分の調査書が

ありますので、ご確認願います。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長

この案件につきましては、基盤整備の関係で急ぐ案件となっていましたので、私と北村委員で対応しました。

あっせん回数が3回で、売買の価格については、940,000円で成立しています。

以上です。

議長

はい、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案44頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が45頁から56頁までになります。

番号が1番から30番までの30件でございます。

1番から23番までは、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う再契約で、1番については、中間管理事業により北海道農業公社への賃貸借になっており、24番から29番までは、前借主が法人の構成員として加わることによる借り換えです。

30番については、借主変更によるものです。

位置図については、1番は95頁、2番から30番までは57頁から90頁までで、番号をつけて載せてありますのでご確認ください。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

本日配布しました黄色の付箋の20頁から50頁までに利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で30件の内容を確認しています。

また、この案件の24番から29番までにつきましては12番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

12 番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 それでは 24 番から 29 番までの案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

24 番から 29 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 24 番から 29 番までの案件について認めると決定しました。

13 番委員 委員着席

議長 それでは残りの案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きます、日程第 10 議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、92 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は 93 頁から 94 頁までになります。

番号が 1 番で 1 件ございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で平成 41 年 12 月 31 日までの 10 年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案 95 頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第 11 議案第 6 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 96 頁をご覧ください。

議案第 6 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。

この案件については、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知で、毎年度、作成が義務付けられており、本日、審議していただいたあと、農業委員会事務局で公表し、農業者からご意見をいただいた上で決定することになっています。

農業者からのご意見があった場合、再度、審議し決定することになっています。

なお、6 月末までに公表し、7 月までに農林水産省に報告することになっていますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案 97 頁をご覧ください。

（「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、朗読し説明する。）

議長 それでは、議案第 6 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

5 番委員 農地所有適格法人の報告についてですが、毎年数件報告がありませんが、同じ法人ではないですね。

あっせん等で話をするときには報告の無い法人については、事前に教えてもらいたいです。

事務局長 報告の無い法人が、1 件目が■■■■、2 件目が■■■■、3 件目が■■■■、4 件目が■■■■となっています。

あっせん等でこちらからも話をしていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

議長 他にありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 6 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 6 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認

めると決定しました。

議長 続きますして、日程第 12 議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 105 頁をご覧ください。

議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明します。

この案件についても、前議案同様、作成が義務付けられ、同様の手続きで決定し、公表、報告することになっています。

それでは、議案 106 頁をご覧ください。

(「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、朗読し、説明する。)

議長 それでは、議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明が終わりました。この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 7 号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、5 月 30 日木曜日、18 時からとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員 無しの声

事務局長 第 23 回定例会は、5 月 30 日木曜日、18 時から定例会でよろしく申し上げます。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

事務局長 2 の農地移動適正化あっせん申出状況についてです。

本日配布しました青の付箋に記載しています。

12 件ありまして、手書きで年度を記載し、いつからあっせんをしているかわかるようにしています。

1 番については、今回成立したところです。

事務局長 3 の農作物栽培高度化施設（コンクリ農地）についてです。

前回の定例会で質問のあったことについて、農業会議に確認しています。

1 番の制度以前からコンクリートにしていた場所をコンクリ農地として認めことができるかについては、認められない。違法転用ということにな

っています。

2番目については、現況復旧が原則ですが、農業用施設として利用する場合は、転用の手続きが必要となっています。

事務局長

その他ですが、各団体の委員の確認です。

わかる範囲で記載していますが、抜けているところ、間違えているところはありますか。

議長

それでは、以上をもって第22回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。